

第3回羽生市まちづくり自治条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

出席者 (敬称略)	委員 浜本、増田、荒木、趙、入江、斎藤(隆)、田沼、 (欠席 蜂須、齋藤(淳)、三枝) 事務局 小菅、佐藤、荒木
	1 開会(午後2時00分) 2 委員長 あいさつ 3 議事 条例見直し案の具体的検討(事前収集した案の整理) 報告書素案について 4 その他 5 閉会(午後3時23分)
	次第3 議事
委員長	それでは、早速ではありますが次第に基づきまして進めさせていただきます。 本日の議題は、条例見直し案の個別具体的検討とされています。 各委員には事前に「見直し案一覧」が配布されているかと存じますが、こちらに掲載された全22の見直し案について、すでに16項目審議が終了しております。 したがいまして、本日は、残りの6案の採用の可否を個別に審議して参りますので、円滑な審議のため御協力のほどよろしくお願いします。 その前に、せっかくですから事務局より前回委員会に欠席されていた委員もいますので、1から16項目までの審議結果を簡単に説明してくれますか?
佐藤	それでは、お手元の見直し一覧をご用意ください。事務局から簡単に第2回委員会の審議結果について簡単にご報告いたします。 まず、整理番号1番。こちらは、リーフレットの表紙を見直すべきとの御提案です。 こちらについては、全見直し案を終了してから審議するとの結果でございました。したがいまして、本日全見直し案が終了いたしましたら、改めて継続審議させていただきます。 続いて2番。第1条の文章の流れを良くするようにという御提案です。 こちらにつきましては、全委員が、文章の流れの悪さを十重認識した上で、行政の文書というのは、多義文にとられてはいけない。誰が読んでも同じになるようにするためにには、やはりこのように難解な文章になってしまふことはやむえないことを御了承いただきまして、採用については、否となりました。 続いて3番。基本原則の原則と理念に対するご提案です。 理念とは、基本的な考え方を差し、原則とは、その基本的な考え方を実現するための方法や手段であると、意味づけをお伝えしたところ、今回の見直しについては、採用は否となりました。 続いて4番。文化・芸術振興の原則の条項を追加するとの御提案です。 施行後5年が経過して、文化・芸術振興の原則は、加えるに値すると、当委員会では決定しました。第4番目の提案は、採用となりました。 続いて整理番号5番でございます。高齢化社会の対応を条文に追加してはどうかとの御提案でございました。 こちらについては、理念条例に特別な対応を追加することは、適切でない。また、個別

第3回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

に高齢化社会への対応は、総合振興計画への記載に委ねるということで、当委員会としては、採用は否ということで決定しました。

続いて6番。まちの防災・減災への積極的関わりをもち、自助力・共助力を高めたい。自助力・共助力の条項を加えたらどうかという提案でした。

結論としましては、採用となりまして、自助力・共助力の新しい言葉を盛り込むことで、当委員会としては、採用で結論づけました。

整理番号7番。事業者の責務でございます。商工団体への加入を責務として加えたらどうか、という御提案でしたが、結論としましては、採用は否となりました。

その背景といたしまして、商工団体以外への任意団体への加入はどうするのか。また、加入義務に違反した場合、制裁規定を盛り込むのか。この2点について協議した結果、本案の採用は見送ることで結論づけました。

続いて、整理番号8番から12番、まとめてご報告させていただきますと、議会、市長、市への責務の追加に関するご提案です。

こちらにつきましては、すでに個別法や個別条例に、それぞれの対象に対する責務が規定されているため、改めて理念条例に盛り込むことは、不適切であるとの考え方から、当委員会においては、採用は否と結論づけられました。

続いて整理番号13番から16番。こちらは、子ども高齢者、要援護者に対して規定を加えるべきとの御提案でした。

個別に規定を追加することは、理念条例にふさわしくない、なじまないと理由で採用は、否と結論づけられました。

以上が、第2回委員会において審議された結果の主な概要でございます。16項目のうち、整理番号4と6の2案が採用となり、以後6項目が、本日の審議の継続内容となります。どうぞよろしくお願ひします。

委員長 ありがとうございました。10月31日の委員会では、全16項目の見直し案を検討しましたが、結果として採用になったのは、2案。そして整理番号1の表紙の見直しについては、見直し検討がすべて完了したのち、改正の数に応じて再審議するということでした。

私自身気付いたのは、本条例は理念条例ですので、個別具体的な規制や責務を盛り込むことは不適切であるということ、また、最高法規である性質上、明確な理由や説得力がないと改正は難しいと感じましたが、前回同様、本日も みなさまの活発な意見をお願いいたします。

それでは、残り6つの見直し案の検討について、整理番号17から審議を再開いたします。

事務局から整理番号17の審議のポイントの説明を求めます。

佐藤 はい。整理番号17について、事務局から審議のポイントを申し上げます。こちらにつきましては、第37条に項を加えるとのことでございます。大災害発生時においては、被災箇所が広範囲ににわたり、しばらくの間は公的な救助、救援を期待できないため災害等における市民の自助・共助を明記するご提案です。さらに、具体的見直し条例案もいただきまして、第37条第3項

市民は、災害その他の不足の事態において、自分自身を守る努力をするとともに、互い

第3回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

	に助け合うことができるよう、災害等に対する意識を高め、自主的な防災に努めるものとする。との御提案です。
	こちらにつきましては、すでに整理番号6において、自助・共助の規定を市民の責務として採用になっております。一方本案は、危機管理の章であり、御存知のとおり、主語が「市」になっている条文です。ご提案の主語は「市民」であり、改め市民として加える必要があるのか、この点に着目しましてご審議のほど、よろしくお願ひします。
委員長	第2次自治基本条例の目玉となる見直し案。6点目でも取り上げられた見直し案であるが、自助・共助の考え方は、今後の市政運営においても必要になってくると思われる。採用の方向で。
	ただし、6点目でも取り上げられた案であるため、どちらで規定すべきか、あるいは両方で規定してよいか検討を要する。
委員長	ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。
齊藤(隆)	委員長よろしいですか。先ほど事務局からありましたけれども、説明どおりで、6番でわれわれの責務として追加がありましたけれども、この提案は、内容としては重複をしております。6条にその趣旨を含める、委ねるという考え方で良いかと思います。また、行政サイドとしましては、羽生市地域防災計画というのも定めておりますので、市の責務も含まれていると考えると、あえてこの条項を入れる必要は不要かと思います。
委員長	その他何かありますか。
増田委員	逆に何個も定めますと、市は行きませんから、勝手にやってくださいと、自分たちでやってくださいという風にもなりかねませんので、1箇所でいいのかなあって思います。
小菅課長	今回災害関係がいくつか出ておりまして、第10章の方は「市は」となっておりまして、第37条 市は、災害その他の不測の事態に際しては、市はやらなくてはならないんだよという意味だと思うんですが、災害時というのは、13条の方に持つていただいて、不測の事態というのは、市がやりますよと。たとえば疫病とかありますからね。
田沼委員	いいでしょうか委員長。先ほどから出でますけれども、ここはあくまで行政の危機管理ということで定めたものです。例えばテロ対策っていうのも含まれています。あくまで行政側に対する規定なんですね。
委員長	他に意見はありますか・・・
	意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、整理番号 <u>17</u> の案に関する報告書を取りまとめたいと存じますが、よろしいでしょうか。
	全委員に賛同いただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
	続いて整理番号 <u>18</u> の案について事務局の説明を求めます
佐藤	はい。それでは、整理番号18番について事務局から審議のポイントをお伝えいたします。
	37条に項を加えたらどうかとの御提案です。今度の御提案は、「市は」ということで、危機管理の章に市の責務を追加したらどうかということでございますが、具体的な見直し案は、市は、災害時や防災減災に備えた訓練や備品等にかかる財政面や物的支援を積極

第3回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

	的におこなわなければならない。ということでございます。
	災害時の市の防災、減災責務は、第37条第2項に規定があり、その中にある「危機管理体制の整備」の責務が、「財政面や物的支援」のための理念として読み込むことができるかどうかが審議の争点になるかと存じます。
	理念として表現が不足しているのかどうかに着目していただき、追加の必要性を御検討いただきたいと存じます。
委員長	ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。
齊藤(隆)	今、事務局からありましたけれども、この危機管理の章については、市は、対応すると包括的にすでに位置付けられて載っておりますので、付け加える必要はないと思います。
委員 増田委員	これにつきましても、羽生市総合計画の中に防災計画の推進ということで細かく載っていますのでいらないと思います。
小菅課長	防災計画というのは、定期的に見直しておりますので、備蓄関係、体制関係ということで網羅されております。基本的理念ということで大丈夫かなと思います。
田沼部長	先ほどありましたけれども、地域防災計画ですべて網羅しております。また、不測の事態ということでテロ対策、こういったものについては、国民保護計画っていう大きなものもあります。そういう中ですべて動いておりますので大丈夫だと思います。
委員長	意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、整理番号 <u>18</u> の案に関する報告書を取りまとめたいと存じますが、よろしいでしょうか。
	全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
佐藤	続いて整理番号 <u>19</u> の案について事務局の説明を求めます。
	続きまして整理番号 <u>19</u> 番について事務局から審議のポイントをお伝えいたします。該当箇所は第38条第2項でございます。
	民間の非営利組織の育成及び活用ということで、市民の活動を支援するための積極的な施策が必要ではないか。そしてそのためには、活動のための拠点作りが必要ではないかとの御提案でございます。
	第38条第2項に規定のうち、「民間の非営利組織の育成及び活用の推進」が、「市民活動支援の積極的な支援」のための理念として読み込むことができるかどうかが審議の争点となるかと存じます。
	現在の理念として表現が不足しているのかどうかに着目していただき、追加の必要性を御検討いただきたいと存じます。
委員長	ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。
浜本委員	この案は、私が提出したものですが、当初見直し案の洗出しということで、提出しましたときに、理念条例ということに着目するということが、理解として不足しておりました。私が市民活動やボランティア活動を通して感じたことなんですが、市民目線で言うと、こういった条例が制定されることで、具体的にどのように生活が変わるのがっていうところにギャップがあったので、こういった拠点作りが必要じゃないかと思って提案させていた

第3回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

	だきました。でもこの条例の性格から言って、踏み込んだところまで書く必要がないのであれば、この案は無しでも良いと思っております。
齊藤(隆) 委員	まさに浜本委員のおっしゃるとおりだと思うんですよね。これは行政に対する注文で、いわゆるNPOを援助、育成していかなければいけないという行政対応を背景として、バックボーンとして取り組んでいかなければいけない。
	まあ、これは所管の状況によるので敢えては言いませんが、そういう意味合いだと思うんだと思うんですね。こういった理念条例をどうやって具現化して残せるかだと思うんですね。我々議会もそうですし、行政も今一度まちづくり自治基本条例を政策に施策に考えていかなければならぬかなあと、責任は重大だと思いました。
委員長	意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、整理番号 <u>19</u> の案に関する報告書を取りまとめたいと存じますが、よろしいでしょうか。
	全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
	続きまして整理番号 <u>20</u> 番について事務局から審議のポイントの説明をお願いします。
佐藤	はい。続きまして整理番号 <u>20</u> 番について事務局から審議のポイントをお伝えいたします。こちら、第41条国際交流の条文に項を加えるとの御提案です。
	具体的には、羽生の町の中にも、いろいろな国籍や人種の人たちが生活し、働いているようになってきた。差別、無視などをすることなく、相手の人の文化や習慣を認め、平和的、友好的な社会を目指していくことが大切である。という認識のもと、第41条第2項として、市民は、多文化共生社会の視点に立ち、敬愛と相互理解と学び合いの精神を持って、国際交流活動に努めるものとする。という条文案です。
	「多文化共生」も施行から現在までの間にできた言葉です。そういった意味では自助・共助と同様、第1次自治基本条例策定時にはなかった考え方であるかと思います。
	新しい理念として「多文化共生」の考え方を加えるかどうかについて審議を進めていただきたいと思います。
委員長	ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。
齊藤(隆) 委員	委員長、この第41条第1項と第2項って非常に類似性が高いと思うんですね。理念としては。ですので、私としては、第41条第2項の文に加筆を加え、いわば合体させて盛り込むことがいいと思うんですよね。主体的には第41条第2項の方が、「多文化共生社会」を活かして、第41条第1項にとって代わって、第41条第2項を加筆しながら、これをむしろメインがいい。その方がすっきりします。
小菅課長	その方が大きいですよね。こちらの方がね。
齊藤(隆) 委員	よくできてる。誰が考えられたのはわからないんですけど。
小菅課長 委員長	あとは、主語が「市民は」ですから「市民及び市は」にすれば、すべて網羅します。先ほどの齊藤委員の説明では、別に項を加えるのではない。
齊藤(隆) 委員	そうですね。この2つは非常に類似性がありますので、第2項をメインに考えて、足りない部分を第1項から持ってきて作るほうがすっきりすると。

第3回羽生市まちづくり自治条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

	意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、整理番号 <u>19</u> の案に関する報告書を取りまとめたいと存じますが、よろしいでしょうか。
増田委員	1ついいですか。さっきから主語が「市は」か「市民は」で踏襲されてきているんですよね。突然「市民及び市は」ってなると「ん?」ってなりません?
小菅課長	いえ。第2章の8条「市民、議会及び市は」、9条10条11条にもあります。
田沼委員	コミュニティにもあります。
小菅課長	やはり今回も「市民、議会及び市は」
趙 委員	市民の中には「市」は含まれていないんですね。
	前回の国際交流のところは「市は」とした明確な議論は覚えてませんが、市民の国際交流よりは、市が主体になった方がいいということだったと思うんです。
	その後、市民も国際交流に関して積極的にというので、原則を打ち出すのであれば「市民が」が適切だと思うんです。
委員長	これ、市民と市を使い分けてるんですね。
小菅課長	第3条に謳ってありますんでね。
斎藤(隆)	やはり、当時は、国際交流は行政が主体ということだったと思うんですね。あれから5年たって、やはり国際交流が拡大してグローバルになってきましたので、そういう意味では「市及び市民は」と入れた方がいいですね。
委員	ただ、入れるときには、第1項から抜き出しをして、しっかり補完をしてやっていただきたい。2つ系列的にあるよりは。
委員長	意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、整理番号 <u>20</u> の案に関する報告書を取りまとめたいと存じますが、よろしいでしょうか。
	全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
佐 藤	続きまして整理番号21番について事務局から審議のポイントの説明をお願いします。
	はい。続きまして整理番号21番について事務局から審議のポイントをお伝えいたします。こちら、第43条に項の追加。新しい違った目線での意見を取り入れるために市内に居住する大学生や高校生を委員の選考対象に入れるべきではないかという御提案です。
	審議のポイントでございますが、すでに第43条第2項第1号から5号まで委員の職が書かれておりまして、注目は第1号でございます。
佐 藤	ここに「公募による市民」とありますが、この市民の定義をご覧いただきたいと存じます。定義を朗読させていただきます。第3条第1項第1号 市民 市の区域内に住所を有する者はもちろんのこと、市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内において事業を営み、又は活動するものをいう。とあります。すでに公募による市民の中に御提案の大学生や高校生が含まれているものと解します。審議のポイントといたしましては、すでに門戸としては、大学生や高校生も参加できますよとすべきなのか。あるいは、必ずこの委員の中に大学生や高校生を入れるべきなのか。この辺をポイントとしまして審議のほどよろしくお願ひします。
委員長	ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

第3回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

斎藤(隆) 委員	視点としては、非常に正しいご意見だと思います。 若い人の意見を聞くというか、汲み上げていくことは必要です。そういう意味では尊重しなければなりませんが、事務局からありましたとおり、市民の中にすでに大学生や高校生を入れる必要はないかと思います。 それと事務局。こう言った委員会とか審議会の構成要件は、規則や要綱ってありましたっけ?
荒木 斎藤(隆) 委員	ルール的なものは、特に定まっておりません。 委員長、やっぱりこういう構成内容、構成人員数。こういったものはあってしかるべきだと思うんですね。そういう規則要綱を定めておいた方がいいと思うんですね。 事務局としてばいかがですか。
佐藤 委員長	はい。委員の御指摘はごもっともでございまして、自治基本条例の第27条に審議会等の委員の選任が要件として挙げられておりまして、ほんとに理念なんですけれども、おおもとの最高法規として掲げてあるのみで、具体的に要綱規則は定めておりませんので、今後の課題とさせていただきます。 ここで第3条に定義してある市民で、第43条の第2項の委員の対象は、全部当てはまらない?
小菅課長	第3号だけが、地方自治法に識見を有する者が、羽生市に関係がなければ、東京からお呼びするしかないんですが、見直し委員会では、最低限この人たちは入れて審議しなさいよという意味ですので細かく入れなおしたんじゃないんですかね。市民として偏った意見ではいけませんので、最低限の定義を網羅したんだと思うんですよね。
斎藤(隆) 委員 小菅課長 委員長	議会は議会、行政職員は行政職員という、枠組みを担保したんだと思うんです。 それ以外で、一般市民ということだと思うんですね。これはこれで必要です。 次回の見直しに向けて、募集要綱を作る。ないしは高校生たちも入れられるように募集を工夫してまいります。 意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、整理番号 <u>21</u> の案に関する報告書を取りまとめたいと存じますが、よろしいでしょうか。
佐藤	全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願いいたします。 続きまして整理番号22番について事務局から審議のポイントの説明をお願いします。 はい。それでは最後の見直し提案について事務局から審議のポイントをお伝えいたします。 本条例施行後、地方自治法の改正も行われた。そこで、改正された地方自治法を反映させることが必要な条項があれば、法規担当職員からの意見を求める。との御提案でございました。
	平成22年施行後、自治法は3回改正しております。この中で自治基本条例に規定するような理念と関係する改正は、「新たな広域連携制度」の創設が挙げられる。 これは、普通地方公共団体同士が、互いに連携して事務処理を進め、そのための連携協約を締結することを認めたものであります。しかしながら、一方で、第40条にすでに広域連携の規定において自治体間の協約を定めております。すなわち、自治法が改正となる

第3回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

	前に、前回の策定委員さんのはうで、この規定を盛り込んでいただいたということになります。
齊藤(隆) 委員	したがいまして、自治法の改正に当たっての条例改正案は見当たらないと事務局としては申し上げます。
小菅課長 齊藤(隆) 委員	現実には、広域化と連携協約制度っていうのは違うものと考えなくてはいけない。ただ、広域化を進めれば羽生市のまちづくりが良くなるのかっていうとそうでもない。
増田委員 小菅課長 荒木委員 小菅課長 田沼委員 委員長 増田委員 齊藤(隆) 委員 委員長 佐藤	連携を図りながら広域化を図ればいいんで、敢えて条文をいじる必要はないと思います。
	40条で十分と。
	そう。 40条で事足りるということですね。
	40条でいいと思うんですけど、40条の成果を御披露していただけないですか。
	いろんな協定もこの中に入ります。身近なのは、防災協定ですかね。
	去年やった富士河口湖町なんかそうですよね。
	富士山の噴火を見据えて、向こうからも積極的に、特にあちらの方が危機感がありますので、私どもは受け身的に受け入れる。さらに観光協定も結んでおりますので、羽生市の物産もホテルとかで売ってもらうとかですかね。
	その他にも人的な交流があります。実務研修とか指導とか。相手は県とか。そういう協定もあります。
	地方自治法が改正される前に、すでにこの条文があったってことは、すごい先見性があつたってことですよね。すごいですね。
	先見性というか、国の方が後追いなんでしょ。
	広域化の話は先ほども出ましたけど、この条例に無理に盛り込んで広域化を進めようとしたことが、羽生市の手かせ足かせになつたら本末転倒じゃないですか。
	もっと自由な視点から広域化をやっていけばいい話なんで、この条項にはリニューアルは必要ないと思ってます。
	意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、整理番号 <u>22</u> 案に関する報告書を取りまとめたいと存じますが、よろしいでしょうか。
	全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
	ありがとうございました。
	ただいま、22項目の見直し案の検討が終了しましたが、1項目の表紙の見直し案が残っておりますので、再審議したいと思います。
	事務局から、整理番号1の提案についてもう一度説明いただけますか。
	はい。それでは、表紙の再版につきまして事務局から再度審議のポイントを説明させていただきます。
	お手元のリーフレットの表紙をもっと重みのあるものにという御提案でしたが、再作成するのであれば、この提案を採用することは可能かと存じます。
	このリーフレットは平成22年3月広報と併せて全戸配布したものでありまして、実際

第3回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

	のところ、このリーフレットはいまだ2,500部残数があります。1部およそ25円要することから、事務局としては、今回は見合せ、10年後20年後といった、節目での作成を考えておりました。
委員長	前回の審議においては、見直しがいくつ以上なら再版というところまでは、決定しておりませんでしたが、本日全22項目までの審議において見直しは3件。この件数についてリーフレットを再版するのか否か、この点に着目して審議のほどよろしくお願ひします。
委員 斎藤(隆)	ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。
委員 趙委員	再発行する気がないなら、それはそれでいいと思うんですけど、大事なことは、改正については、市民のみなさんにしっかり周知すること。これは、リーフレットの再版するしないに関わらず必要なことです。
佐藤	5年後もまた見直しはあるんですから、その際に見直し。その次で見直し。それでいいんじゃないですか。その時に選任された委員さん委ねるということで良いと思います。
荒木委員	前回の委員会で、私はこの表紙の絵がいいんじゃないのと発言しましたが、確かに事情を知らない人からすれば、わかりませんので、この絵柄について説明を加えたらどうですか?羽生市はこれからゆるキャラで評価されておりますので、これから象徴としていいと思うんですよね。可能ですかね。
小菅課長 委員 委員長	可能です。
佐藤	残っている部数に改正点と経緯を入れ込んで、さらに表紙の説明を入れていきたいと思います。
荒木委員	確かにゆるキャラは、羽生市の顔ですからね、プラザにもミュージアムができましたんですね。そういうものも案内で入れていただければね。
小菅課長 委員 委員長	前回のときは、まだサミットはやってなかったですもんね。
佐藤	ゆるキャラがすべてじゃないけどね。でも日本全国的に象徴的になってきてるんだからいいんじゃないですか。
佐藤	意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、整理番号 <u>1</u> の案に関する報告書を取りまとめたいと存じますが、よろしいでしょうか。
佐藤	全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
佐藤	続きまして次第に基づきまして報告書素案の作成にうつりたいと存じます。事務局の説明を求めます。
佐藤	それでは、報告書の素案につきまして、事務局から御説明申し上げます。
佐藤	ただいま、お配りしました追加資料、こちらが事務局で作成しました報告書の素案でございます。ホチキス止めされているものは、第2回までの見直し検討結果に基づいて作成されたものです。そしてペーパー1枚で個別にお渡ししたものは、本日の審議で加えられた見直し案となり、ホチキス止めのものの、4ページ目に加える予定であります。
佐藤	本日冒頭の委員長からのあいさつにもありましたとおり、本委員会の設立の趣旨は、条例を見直すための報告書を、市長に提出することが目的でございます。
佐藤	したがいましてお配りした案、報告書素案に対しこのあとみなさまに内容の校正をいた

第3回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

	だきたいと存じます。
	また、みなさまの意見が加えられたこの素案は、およそ1か月間パブリックコメントに付せられます。
	出された意見について採用するか否かは、次回委員会で審議となり、仮に採用となった意見は、その内容を加味した形で確定報告書となります。
	そして、確定報告書は、市長に渡されたのち、実際条例改正のための審査を受け、3月議会に上程、晴れて平成27年4月1日施行となる予定です。
	本日お配りしたものは、あくまで事務局からの報告書、いわばたたき台でございます。慎重ご審議のほどよろしくお願ひします。
委員長	どうです。ここで渡されても意見は言えないでしょうから、持ち帰って、指摘するところは、後日連絡するということで。そうするといつまでにします?
小菅課長	1箇月間パブリックコメントをやりまして、その前に広報でパブリックコメントをやつてますよというお知らせをしなくてはいけませんので、11月21日までの締切りでFAXでもお電話でも訂正するところがあれば御連絡いただければと思います。
委員長	では、21日までの締切りで、御意見がありましたら役所の事務局まで御連絡をお願いします。
<h2>次第4 その他</h2>	
委員長	次に次第4その他でございますが、委員から何かご質問がございますか。
斎藤議員	議会としても自治基本条例のような、条例を定めたいという気持ちがあつて、議会倫理条例を作つて、市民の付託に応えていくという考えがございます。しかし、残念ながら、今の段階でまだできていません。1回パブコメまでやつたんですが、今議会が14名で構成されてますが、まだ反対する議員もいらっしゃいまして、できれば満場一致で可決したいと思っておりますので、今回の見直しで出した議会がもっとしっかりとやれよという御提言をいただいております。
浜本委員	今後もみんなさんの付託に応えるべく議会として議員として頑張って行く予定ですので御了承をいただきたいと存じます。
小菅課長	パブリックコメントはどれくらいのスパン行われるのですか。
	今からするとパブリックコメントは、1箇月間という決まりがございますので、12月1日から12月31日までという形となります。
	ここで、みなさんからいただいた意見を集約して、もう1回この委員会で意見として取り上げるかどうかをお諮りいたします。それで最終的なものができるて答申となります。
荒木	その後具体的な条例案は、例規審査を受けまして、1月中旬かな・・・
	はい。中旬から下旬です。
小菅課長	その審査を受けまして3月定例市議会で斎藤議員さんにお諮りするわけです。
荒木委員	パブリックコメントって投げかけるとどれくらい集まつくるんですか。
小菅課長	パブリックコメント制度は始まって4年か5年経つんですが、当初始まったときは、環境基本条例ということで、ごみの捨て方とか市民に密着してましてので、かなり意見が

第3回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.11.16 パープル羽生 第一研修室

	<p>出てきました。</p> <p>ですから、かける内容によりまして、難しい審議会とかですと、意見は出てきません。市民の方が興味を惹きそうな部分には多いです。ですから自治基本条例は非常に漠然とした内容ですので、出てくるとすれば非常に出てくる。あるいは、抽象的な内容すぎて全然出てこない。どちらかだと思うんですよね。</p> <p>もうすでに市民の代表ということで、すでにみなさんが審議した内容ですので、それ以上に出てくることはあまりないと思うんですよね。</p> <p>私もないと思います。ですが、全市民に関わることですので、念のためパブリックコメントにはかけさせていただきたいと存じます。</p>
田沼委員	<p>ちなみに前回策定のときには、4人の方から22項目の意見が出されております。</p>
委員長	<p>それで、ほとんどが原案可決です。変わったところは「、」とか「及び」とかですね。ないようですので、事務局から何かありますか。</p>
佐 藤	<p>事務局からの連絡事項は、次回委員会の開催日でございます。パブリックコメントが終わりましたら、第4回委員会を開催させていただき、第4回で本委員会の任期は終了となりますので、よろしくお願ひします。</p>
小菅課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、委員のみなさまには大変長時間にわたり活発なご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>みなさまの迅速な議事進行に対する御協力のもと、無事全22案の見直しが終了いたしました。みなさまからいただいた貴重な御意見をもとに、今後はパブリックコメント、そして市長への報告に移りたいと存じます。</p> <p>引き続き第4回の委員会につきましても、御協力のほど、どうぞよろしく お願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、第3回目の委員会を閉じさせていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>

閉会 午後3時23分

